

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：星加タオル株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 星加 浩志
 - (3) 所在地：愛媛県今治市南宝来町二丁目 8 番地の 19

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）
 - (平成 30 年 6 月 19 日認定)
認 1811001558、認 1811001559、認 1811001560
 - (同年 10 月 23 日認定)
認 1811005518、認 1811005519、認 1811005520

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 2 年 2 月 21 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消し事由に該当するため。